

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規程に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

所定疾患施設療養費算定状況（2020年4月1日～2021年3月31日）

		2020										2021			合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
肺炎	人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	日数	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日
尿路感染症	人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	日数	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日
带状疱疹	人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	日数	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日
合計	人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	日数	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日

所定疾患施設療養費について

【算定条件】

- 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - 肺炎
 - 尿路感染症
 - 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- 肺炎等により治療を必要とした入所者様に対して治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定する事はできないこと。
- 算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

介護老人保健施設 岩鷲苑